HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	月刊DRF 第62号
Author(s)	デジタルリポジトリ連合
Issue Date	2015-03-02
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/73617
Type	periodical
Note	事務局: 北海道大学附属図書館; http://drf.lib.hokudai.ac.jp/ で公開したもの
File Information	DRFmonthly_62.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

月刊 DRF

Digital Repository Federation Monthly

第62号

No. 62 March, 2015

【 報　　告 】平成26年度　ワーキンググループ活動報告
【 レポート 】日仏オープンアクセスミーティングリポート
【 レポート 】北海道地区機関リポジトリ実務担当者研修
「出版社の著作権ポリシーを読む」
【 連　　載 】いまそこにあるオープンアクセス 第11回
「学生の課題をリポジトリへ提出させる？」

機関リポジトリ推進委員会の活動が本格化し、JAIRO Cloudの導入機関数が堅調な伸びを見せるなど、機関リポジトリを支える環境が力強さを増していった2014年度。DRFでは、従来の活動に加えて、オンライン勉強会を開催するなどの新しい試みをみることができました。

今年度の活動報告と企画ワーキンググループ主査副査のコメントをお届けします。

勉強会やワークショップの開催で一年が瞬く間に過ぎました。これらの活動が、担当者同士の経験を共有し、たがいに相談できるようなコミュニティの活性化に結びついていたら幸いです。　　主査　三隅健一（北海道大学）

企画ワーキンググループのメンバーに支えられた一年になりました。「その場に居合わすことができなかった人たちへのフォローアップができるような企画」こちらの方面でもう少し仕事がしたかったのですが、タイムアップですね。残念。兼務で苦労されている方も多いと思いますが、困ったときにはDRF です。あなたのリポジトリ、あきらめないで。

副査　大園岳雄（香川大学）

DRFの活動のあり方について模索しながら新機軸も少し見えてきた一年だったかもしれません。そして、次年度自分も企画に参加してみたいという方、お待ちしております！

副査　西薗由依（鹿児島大学）

情報発信、研究支援がより一層重視され、機関リポジトリの役割が拡張してきた一年だったように思います。新規構築館・先行館共に悩みは尽きません。そんな時こそDRFの出番！知恵を出し合って、リポジトリを一歩先へ押し上げていきましょう！　　副査　松本侑子（広島大学）

活動記録

ワークショップ

機関リポジトリ推進委員会主催フォーラム「大学の知の発信システムの構築に向けて」（平成26年11月6日（木）、パシフィコ横浜、図書館総合展）：第3セッションにてDRF参加機関の活動を情報共有しました。

国際連携

DRF参加機関へ、オープンアクセスウィークでのイベント等開催を呼びかけ

情報共有

月刊DRF発行

- OA Week準備号Nick Shockey氏インタビュー（55号）
- 機関リポジトリ推進委員会の解説（56号）
- JAIRO Cloud担当者インタビュー（57号）
- JaLC DOIスタート講座（60号）

研修

1) オンライン勉強会「博士論文のインターネット公表」：9月から12月初めにかけて、勉強会を実施。担当者がそれぞれの経験と悩みを共有、成果物をDRF Wikiにて公表しました。

2) NII主催平成26年度JAIRO Cloud講習会に講師を推薦：全国5カ所の会場にて、リポジトリの構築運営について説明しました。

日仏オープンアクセスミーティング リポート

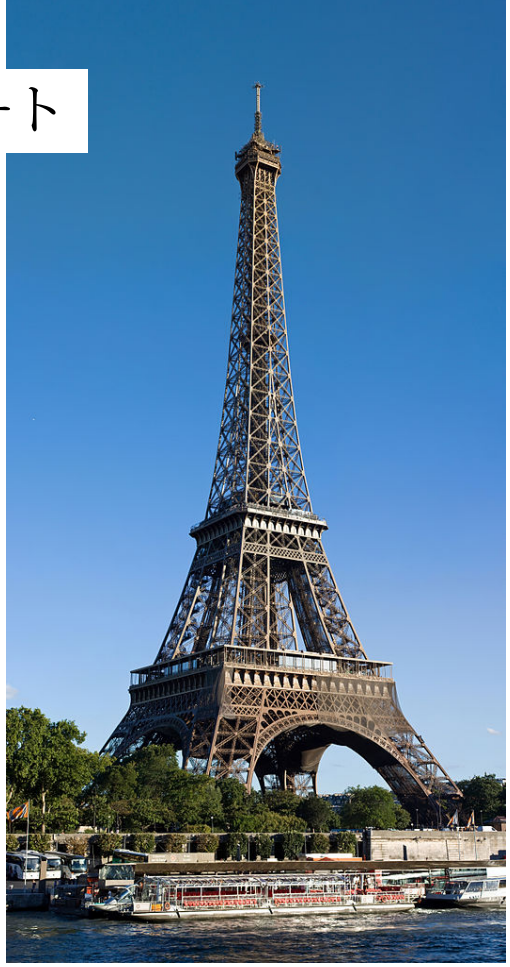

西薗　由依（DRF企画WG・鹿児島大学）

2015年1月27日から30日にかけ、オープンアクセス（以下、OA）に関わる政策や方針に影響力を持つフランスの専門家からなる調査団が来日しました。日本におけるOAの現状の調査を目的として、日本の諸機関・関係者との面会や意見交換が行われました。このうち、フランス大使館にて1月28日に開催された、大学図書館関係者とのワークショップの概要をリポートします。

ワークショップには日仏合わせて総勢約20名が参加し、約3時間にわたって情報と意見の交換を行いました。

まずフランス側から、フランスにおけるOAと科学情報政策についての報告が行われました。国としては複数のOAモデルを併用してOAを推進しており、その例として、CNRS, Inriaおよび大学による共同イニシアティブが取られているナショナルリポジトリ HAL（現在、約26.5万本の本文がOAで公開されており、毎月2,800本超の新規コンテンツが追加されているとのこと）や、大学図書館のナショナルコンソーシアムCouperin、ナショナルライセンシング・プログラムIstex、学術電子図書館BSNといった連携活動の紹介がありました。また、Inriaでは2013年1月にOAポリシーを制定し、より強力にOAを推進していることも説明されました。このポリシーは、グリーンOAを優先し、毎年の業績報告・評価と関連付けた登録義務化を掲げているほか、ゴールドOAについては購読料とAPCの二重払いは行わない等の内容となっています。このほか、近年関心が高まっている研究データについても、INRAによる研究データ管理・共有に関する報告書や、前述のBSNへの研究データ・セグメントの設置等が紹介されました。

次いで日本側から、電子ジャーナル購読費の支出増大やそれに伴いビッグディールモデルから離れる大学が少なからず出現してきていること、日本での機関リポジトリの展開、日本の研究者におけるOAの受容と態度に関する調査結果、等が報告され、続いて大学図書館におけるOA実践の事例報告が3本行われました。

両国の学術情報環境や事例をめぐって終始活発な意見交換が行われました。今回のワークショップが両国の協働の取組みのきっかけの一つとなるかもしれません。今後の継続的な交流を期待したいと思います。

Ref. フランス大使館Webサイトの報告記事：

（日本語）　http://www.ambafrance-jp.org/article8546

（フランス語）http://www.ambafrance-jp.org/Compte-rendu-Mission-d-experts

コーディネータからのコメント

佐藤　義則（東北学院大学文学部）

1月28日に行われたミーティングは，フランス大使館からの依頼を受け，実施しました。参加の皆様には，短い準備期間にもかかわらず発表および質疑応答に対して適切な準備を行っていただき，活発な意見交換の場を持つことができました。コーディネータの一人として，参加いただいた皆様にこの場をお借りして謝意を表すとともに，DRFや機関リポジトリ推進委員会等の組織において，今回のミーティングを今後の継続的な友好関係および意見交換に発展させていただけるよう願うものです。

なお，当日のアジェンダおよびプレゼンテーション資料については，以下のサイトから入手いただけます。
http://www.screal.jp/FreJap_OA_2015/AgendaItems_20150128_final.html

写真: A view of the Eiffel Tower, across the Seine, from Avenue de New-York. By Julie Anne Workman. This picture is licensed under the Creative Commons Attribution-Share Alike 3.0 Unported license.

【レポート】

北海道地区機関リポジトリ実務担当者研修「出版社の著作権ポリシーを読む」

三隅　健一（DRF 企画 WG・北海道大学）

機関リポジトリの実務担当者に求められる著作権の基礎知識の獲得、海外出版社のセルフアーカイブに対するポリシーを読み解く技術の習得、さらには道内機関リポジトリ担当者の人的ネットワーク醸成を目的とした研修会を北海道大学にて、DRF の後援により開催しました。道産子パワーの研修内容について、報告します。

研修概要	スケジュール
主催　北海道大学附属図書館	○　アイスブレイク（一人一分自己紹介）
後援　デジタルリポジトリ連合	○　著作権概論（50 分）
日時　平成 27 年 1 月 30 日（金）午後	○　著作権ポリシーの読解（50 分）
会場　北海道大学附属図書館	○　著作権調査演習（グループワーク）（45 分）

1. 著作権ポリシーの読み方

機関リポジトリで論文を登録・公表するには、著作権のうち複製権と公衆送信権の確認が必要です。学術雑誌では、一般に論文受理時にいわゆる「著作権譲渡契約」を交わすことにより、著者から出版社へ著作権を譲渡します。このため、論文の著作権は出版社にあり、著者は、学術雑誌論文を機関リポジトリにセルフアーカイブする際、著作権譲渡契約において規定される著者の権利に従う必要があります。

著者の権利は、著作権譲渡契約の書面で確認することができます。ただし、リポジトリ担当者が著者の代わりに確認する場合には、書面の入手が難しく、出版社のウェブサイトで公開されている情報（譲渡契約の内容やセルフアーカイブに対する方針など）を調べることになります。

本研修では、特に海外出版社のポリシーに焦点を当てて読み込みました。

海外の学術出版社の多くは、雑誌ウェブサイトに著者向けのページを設けて、著作権譲渡契約の内容や譲渡契約書のサンプル、セルフアーカイブに対するポリシーなどを示しています。著作権ポリシーは、原稿の状態（著者オリジナル（投稿時の原稿）、著者最終原稿（受理時の原稿）、出版社版（電子ジャーナルの PDF））などで異なります。どの版が公開可能か、公開のための条件がないか確認していきます。

原稿の状態（定義は出版社により変わり得る）

	一般的な定義
著者オリジナル	投稿時の原稿。査読による修正を受けていない。 ※海外出版社の多くで、リポジトリ登録可。
著者最終原稿	査読が終わり、受理された原稿。査読による修正が含まれる。 校正や雑誌用のレイアウトはされていない。 ※海外出版社の多くで、リポジトリ登録可。
プルーフ	校正ゲラ。雑誌用のレイアウトになり、校正による修正が含まれる。 ※通常、リポジトリ登録不可。
出版社版	雑誌論文として確定、出版されたもの。出版社 PDF。 ※出版社によってはリポジトリ登録可。

原稿の英語表現

原稿ファイルの表現は、出版社によりまちまちですが、NISO / ALPSP により標準化が進められています。

	著者オリジナル **（投稿時の原稿）**	**著者最終原稿** **（受理時の原稿）**	**出版社版**
NISO / ALPSP	Author’s Original (AO)	Accepted Manuscript (AM)	Version of Record (VoR)
SHERPA/RoMEO	Author’s pre-print	Author’s post-print	Publisher's Version/PDF
その他の表現	Personal version, Draft	Author’s manuscript (NIH)	Definitive version Authorized version Formal version

cf. Journal Article Versions (JAV): Recommendations of the NISO/ALPSP JAV Technical Working Group.
http://www.niso.org/publications/rp/RP-8-2008.pdf

出版社による公開条件の例

出典・著作権表示	・出典を明記すること ・DOI を表示すること ・雑誌ホームページにリンクすること ・既定の著作権表示を追加すること
エンバーゴ	・雑誌公開後、〇〇月後にリポジトリで公開可能とする ・論文の受理後、〇〇月後にリポジトリで公開可能とする ・著者版は即時リポジトリ公開可。出版社版は雑誌公開後、〇〇月後に CC BY になる
版指定	・出版社版を使用すること ・受理時に提供する専用のリプリントを使用すること ・著者最終原稿を使用すること ・著者最終原稿に校正時の修正を加えて使用すること

2. 海外出版社のポリシーを読んでみる (1) Journal of neurology (Springer)

ポリシーページ：http://www.springer.com/medicine/neurology/journal/415

シュプリンガーは、雑誌のページに著者向けの項目“For authors and editors”を設け、その中の“Copyright information”で著作権の扱いを示しています。

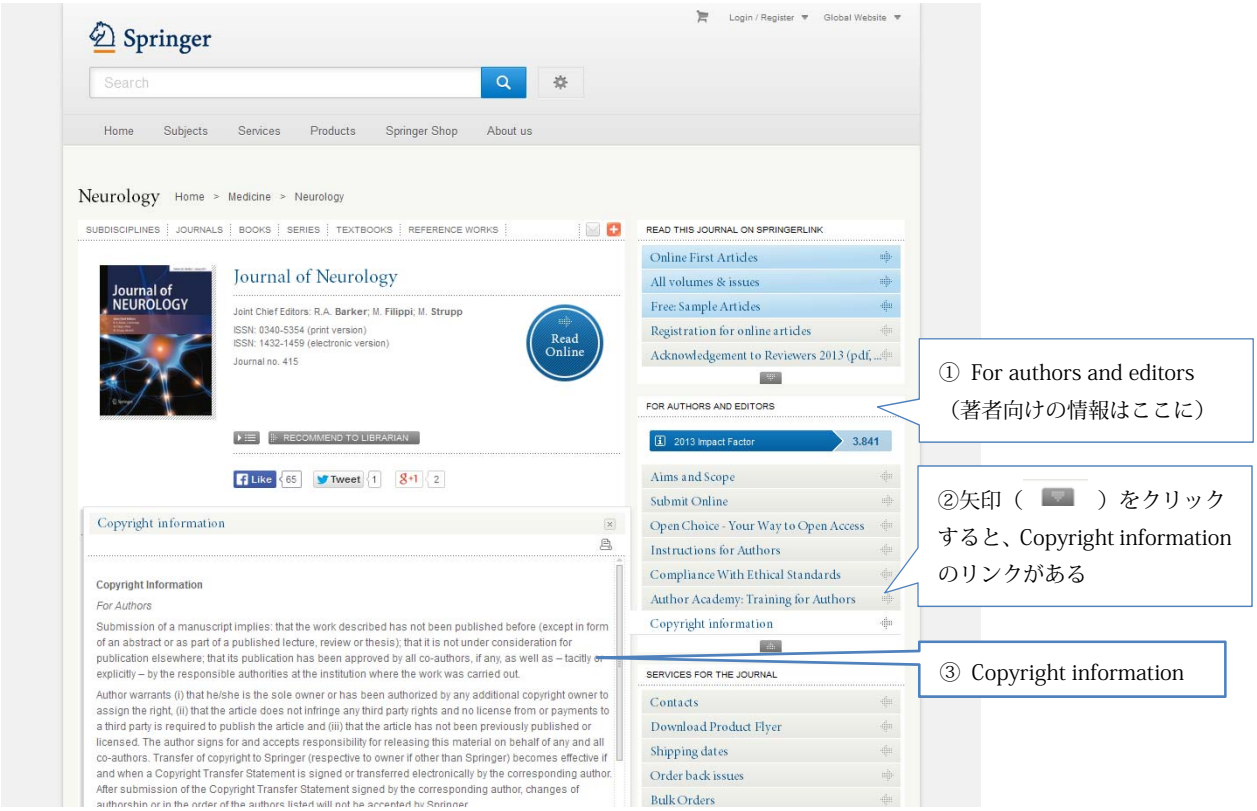

Copyright information

シュプリンガーの“Copyright information”の書き方は、多くの雑誌で共通しており、次のような構成になっています。

- ‘For authors’という見出し
- 第 1・2 パラグラフ “Submission of a manuscript implies...” ：多重投稿などの注意
- 第 3・4 パラグラフ “The copyright to this article...” ：著作権の譲渡およびその範囲
- 第 5 パラグラフ “Authors may self-archive...” ：セルフアーカイブについての説明
- 第 6 パラグラフ “Prior versions of the article” ：プレプリント、博士論文
- 第 7 パラグラフ “Author is requested to use the appropriate DOI” ：DOI の扱い

以下、第 5 パラグラフのセルフアーカイブの説明を見て行きます。

> Authors may self-archive (1) / the Author's accepted manuscript (2) of their articles / on their own websites. Authors may also / deposit (3) this version of the article in any repository, / provided (4) / it is only made publicly available 12 months after official publication or later (5).
>
> (1) セルフアーカイブする　(2) 著者の受理された原稿（著者最終原稿）
> (3) （二重下線部とあわせて）リポジトリに登録する　(4) ～である限り（リポジトリの登録条件を示す）
> (5) 出版後 12 ヶ月以降に公開する（エンバーゴ）

- ここでは、著者ウェブサイトに著者最終原稿をセルフアーカイブしてよいこと、続いて、12 ヶ月のエンバーゴ

を条件に、機関リポジトリに同じバージョンを登録してよいことが示されています。

He/she may not use / the publisher's version (the final article) (6), / which is posted on SpringerLink and other Springer websites, / for the purpose of self-archiving or deposit.

- SpringerLink 等で公開された出版社版は、これらの目的に使用してはいけません。

Furthermore, / the Author may only post his/her version (7) / provided / acknowledgement (8) is given to the original source of publication / and / a link (9) is inserted to the published article on Springer's website. The link must be accompanied by (10) the following text: "The final publication is available at link.springer.com".	
(7) 著者最終原稿を指す	(8) 出典
(9) （出版社版への）リンク	(10) ～が添付してある

- 再び、provided で条件を表す文になっています。“acknowledgement to the original source of publication”で出典にあたるため、出典の明記、電子ジャーナルの論文へのリンク、リンクに一文を加えることがリポジトリ登録の条件となります。

以上により、エンバーゴ 12 ヶ月、出典の明記と電子ジャーナルへのリンク、一文の追加を条件に、著者最終原稿を機関リポジトリに登録することが可能です。

3. 海外出版社のポリシーを読んでみる (2) Marine chemistry (Elsevier)

エルゼビアは、同社が出版する学術雑誌の論文に対する包括的なポリシーを持っています。そのため、包括ポリシーを押さえておくことで、ポリシーの確認が比較的容易になります。

ただし、雑誌によっては包括的なポリシーとは異なった方針を定めたケースがあるため、まず雑誌ごとに情報を確認するようにしましょう。

エルゼビアでも、シュプリンガーと同じように著者向けのページを探すところから解説します。

Guide for authors

① 雑誌のページ（http://www.journals.elsevier.com/marine-chemistry/）内 “Guide for Authors” をクリックし、開いたメニューの “View ‘Guide for Authors’ online” を開きます。

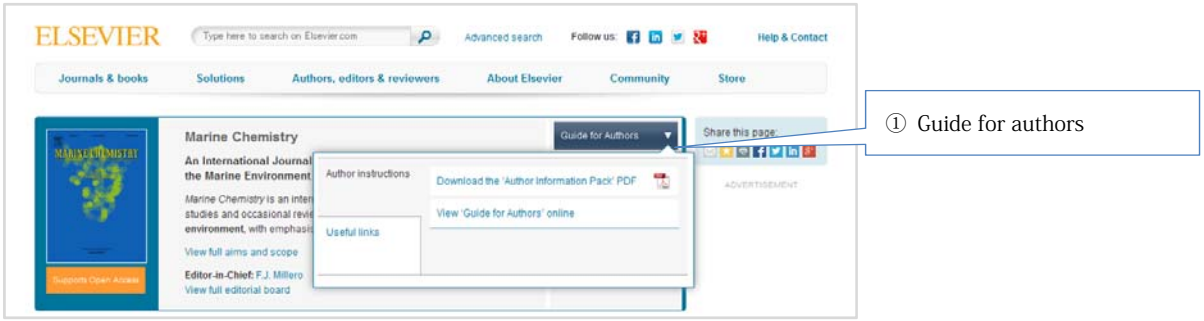

② “Guide for Authors” ページ内の “Copyright” の項目へ。

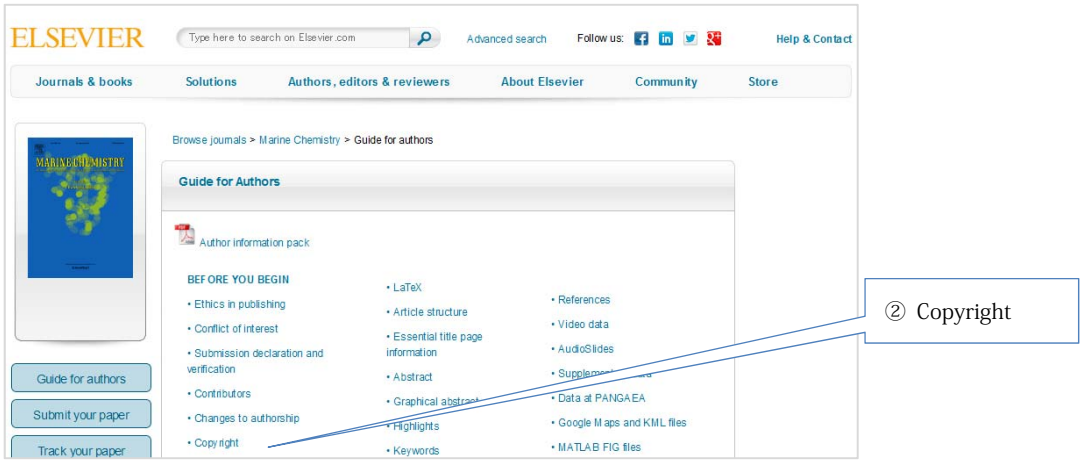

③ “Copyright” の “Author rights” へ。

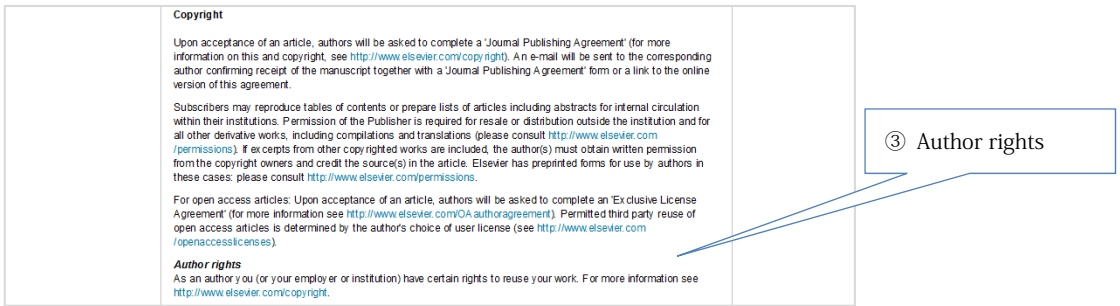

- ここでは、著作権の譲渡やオープンアクセス・オプションについて書かれています。

- 権利の譲渡後の著者の権利については、“Author rights”の項目にあります。
- この雑誌では“Author rights”には詳細がなく、別の“Copyright”ページにリンクしています。リンク先から、包括ポリシーのページになります。

④　包括ポリシーの“Copyright”ページまで来ました。

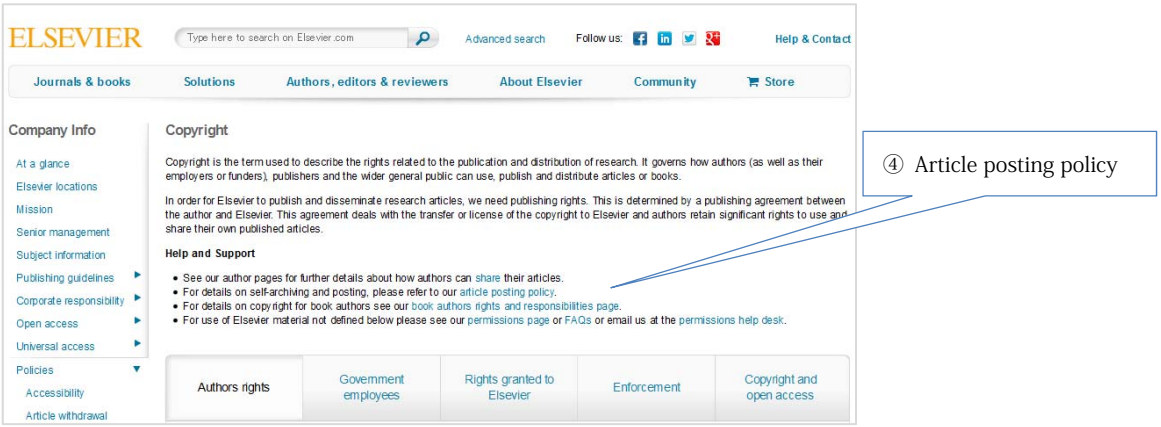

- ここでは、様々な情報が提供されています。
- セルフアーカイブの条件は、“Help and Support”の“Article posting policy”にて示されています。

Article positing policy

ポリシーページ：http://www.elsevier.com/about/open-access/open-access-policies/article-posting-policy

このページで、エルゼビアの包括ポリシーが説明されています。ページ内はタブで区切られており、“preprint”（著者オリジナル）、“accepted author manuscript (AAM)”(著者最終原稿)、“published journal article (PJA)”（出版社版）に分けて説明があります。

以下、“accepted author manuscript (AAM)”（著者最終原稿）のタブを見ていきます。

Accepted Author Manuscript (AAM) Definition (1): An accepted author manuscript (AAM) / is the author's version of the manuscript of an article / that has been accepted for publication / and which may include any author-incorporated changes (2) suggested through the processes of submission processing (3), peer review (4), and editor-author communications (5). AAMs do not include / other publisher value-added contributions (6) / such as copy-editing (7), formatting (8), technical enhancements (9) and (if relevant) pagination (10).

(1) 定義　(2) 著者が加えた変更　(3) 投稿処理
(4) 査読　(5) 編集者と著者のやりとり　(6) その他の出版社による価値付加の貢献
(7) 編集　(8) フォーマット　(9) 技術的な強化
(10) ページネーション

- まず、エルゼビアの AAM の定義が細かく示されます。AAM は雑誌出版された論文の著者の最終原稿であり、（“Preprint”と比して）査読などで発生し、著者が行った変更を含んでも差し支えありません。ただし、出版社が行った、編集、フォーマット（レイアウト）などは含んではいけません。

Elsevier's AAM Policy (11): Authors retain / the right to (12) use the accepted author manuscript / for personal use, internal institutional use and for permitted scholarly posting (13) / provided that / these are not for purposes of commercial use or systematic distribution (14).

(11) ポリシー　(12) ～する権利を保持する
(13) Permitted scholarly posting については、ページの下部に定義がある
(14) 商業利用または組織的配布

- AAM のポリシーでは、著者は、商業利用または組織的な配布を目的としない限り、個人による利用、組織内での利用、そして学術的なインターネットでの公表をする権利を持っています。（なお、“retain”という語は、他の出版社ポリシーでも良く使われます。）

Elsevier believes / that / individual authors should be able to distribute their AAMs / for their personal voluntary needs and interests (15), e.g. posting to their websites or their institution's repository (16), e-mailing to colleagues (17).

(15) 個人の自発的な必要と関心において　(16) ‘posting to’とあわせて）機関リポジトリへの投稿
(17) 同僚へのメール送信

- この説明では、著者が行うことのできる AAM の頒布方法として、機関リポジトリへの投稿が可能である、と示されています。

エルゼビアの AAM ポリシーはさらに続き、‘commercial use or systematic distribution’（商業利用または組織的配布）についてはポリシーが異なること、またそれらの細かな定義と事例が挙げられています。

ご興味のある方は、是非読んでみてください。

（左写真：研修の記念撮影
参加者のみなさま、おつかれさまでした！）

いまそこにあるオープンアクセス 第11回

学生の課題をリポジトリへ提出させる？

Clear and present open access 11. Deposit of the students' work into the IR?

栗山　正光（首都大学東京学術情報基盤センター教授・DRFアドバイザー）

【researchmap】　http://researchmap.jp/read0195462

きちんと調べたわけではないが、日本では修士論文はともかく、学部学生の卒業論文をリポジトリに登録している大学はほとんどないと思われる。ところが、2015年2月初旬、SCHOLCOMMメーリングリストで話題になったのは、卒論どころか、授業課題の一部として学生の著作（つまりレポート）を機関リポジトリ(IR)へ提出させているか、それをシラバスに記載している例はあるか、という質問だった。

すぐにクレアモント・カレッジズの図書館員からIRへのアップロードに関する記載がある卒論のシラバスの例を示す回答があった。シラバスには確かに、卒論提出後48時間以内にリポジトリのサイトにアクセスしてアップロードするようにとの指示がある。自動的に学内限定アクセスとなるが、一般公開を選ぶこともできる。エンバーゴやアップロード免除を申請することもできる。

ここで学生の著作権に留意する必要があることが指摘される。単位取得の要件としてIRへの登録を課すことは大学側が決めることだが、学生にも拒否する権利があり、どの程度の要件とするか考える必要があるというものである。これに対して、もしCC-BYのような著作権放棄に近い要求をするなら、入学する前に学生にその事を知らせておくべきで、授業料を払ってしまってからそんな条件を課すのは汚いという意見が出された。

さらに、元の質問は卒論ではなく授業の課題をIR登録させる例があるか、ということだったはず、という軌道修正がなされる。そして、そんな授業があるかどうか知らないが、教員に授業課題の公開を強制する権利はない、学生が望むなら公開してもいいが、課題作成前に著作権やプライバシーに関する教育を十分に行う必要がある、という主張が展開される（ごもっとも）。

しかしこれには、いや、学生の著作権が絡むのは教室でコピーを配らせるような場合でも同じことで、大学には単位取得の条件を決める権利がある、学生がそれを拒否するのは自由だが、それは授業から抜ける選択をしたということだ、という反対意見が表明された（なるほど）。補足的に、理系ではオープンサイエンスを奉じる教員が、学生に実験ノートの公開を要求する例が多くある、との指摘もあった。先の投稿者からは、教員や同じクラスの学生に読まれるのとインターネットでの公開とでは法的に大きな飛躍があるとの反論がなされ、それは違うという再反論があったが、結局、対立したままで終わる。

他に、学生たちの知的所有権の問題はともかく、IRが学生たちの凡庸なレポートであふれては学術リポジトリとしての信頼性を失うという意見もあった。実は筆者の感覚もこれに近い。

一方、著作権に関する同意書を含んだ学生のレポート提出用のフォームを図書館が用意しているというブリガムヤング大学の事例紹介もあった。投稿した教員は教育の一環として、学生にIR登録を要求すると共に、IRにアーカイブされている前の学生たちのレポートを読むことを義務付けている。過去のレポートが今の学生のレポートに引用されているのを見るのは関係者一同の喜びとのことである。実際にScholarsArchiveという同大学のIRにアクセスしてみると、Student Workというページがあり、学生の作品が５つのコレクションに分かれて収録されている。件の教員の授業科目は英語で、テーマはシェイクスピアである。

次号予告［レポート］機関リポジトリ推進委員会新任担当者研修，第4回 SPARC Japanセミナー2014 ほか

月刊DRFでは、皆さまからのお便りをお待ちしています。
gekkandrf@gmail.com

○読者アンケートにご協力ください。
http://drf.lib.hokudai.ac.jp/gekkandrf_inq.html

○Facebook
https://www.facebook.com/DigitalRepositoryFederation

月刊DRF第62号　平成27年3月2日発行　デジタルリポジトリ連合　http://drf.lib.hokudai.ac.jp/drf/index.php?月刊DRF